

## 保険料の納付方法

保険料の納付は、年金からの差し引き（特別徴収）または納付書や口座振替、納税組合を通じての納付（普通徴収）となります。

また、現在、年金受給額が年額18万円以上の人で、平成25年4月1日以降に75歳の誕生日を迎える人は、下表のとおり特別徴収となる場合がありますのでご注意ください。

なお、保険料の納付は特別徴収が原則ですが、

申し出により口座振替へ変更することができます。口座振替を希望する人は、金融機関での手続き後に渡される『口座振替開始依頼書の控え』、『後期高齢者医療被保険者証』と『印かん』を持参し、本庁・国保年金課または各支所担当課で手続きを行ってください。すでに『保険料納付方法変更申出書』を提出している人は、再度手続きをする必要はありません。

### ◆保険料の徴収開始月（年金の受給状況により変更となる場合があります）

75歳の誕生日	普通徴収の月（（ ）は平成26年度分）	特別徴収の開始月
4月1日～6月30日	7・8・9月	10月
7月1日～10月2日	誕生日の翌月～平成26年2月	4月
10月3日～12月2日		6月
12月3日～12月31日	1・2月・（6月）	
平成26年	2月・（6月）	8月
	3月・（6月）	
	3月・（6・7・8・9月）	
	4月・（7・8・9月）	10月

## 保険料の通知

### ◆特別徴収の場合

平成25年4月から6月までに特別徴収が開始となる人には4月中旬に、8月に特別徴収が開始となる人には7月中旬に「特別徴収開始通知書」を送付します。

また、2月に特別徴収されていた人には、

昨年7月に送付した「保険料額通知書」で、4月から8月までの特別徴収金額をお知らせしていますので、今回は通知しません。

なお、10月以降の特別徴収金額については、7月中旬に送付します。

### ◆普通徴収の場合

平成24年度の保険料の支払いが特別徴収されていない人や、平成24年12月3日から同25年2月28日までに75歳の誕生日を迎えた人などには、「暫定賦課保険料額の通知」を6月中旬に送付します。これは、平成24

年度の保険料をもとに暫定的に賦課した額です。1回分の納付通知ですので、納め忘れないようにご注意ください。

なお、平成25年度の保険料の決定については、7月中旬に通知します。

### ●暫定保険料の算出方法

$$\text{暫定保険料} = \text{平成24年度年間保険料額} \times \frac{1(\text{暫定納期数})}{9(\text{普通徴収の全納期数})}$$

### 所得の変更により保険料や一部負担金が変更となる場合があります

過去にさかのぼって所得が変更になる場合は、過去の保険料や一部負担金の額も変わりますので、差額分の納付書が届く場合があります。

※詳しいことは、本庁・国保年金課☎②1111または熊本県後期高齢者医療広域連合☎096(368)6511へお尋ねください。

平成25年度の

## 後期高齢者医療保険料について

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上（一定の障がいがある人は65歳以上）のすべての人を対象とする医療保険制度です（社会保険加入者などに扶養されている人も同制度の被保険者となります）。

## 保険料

被保険者1人当たりの保険料（年額）は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じた「所得割額」を合計した額になります（下の保険料の計算方法を参照）。

なお、均等割額と所得割率は県内均一で、2年ごとに見直しがあります。平成25年度の保険料率は、均等割額が47,900円、所得割率が9.26%です。

### 保険料（1人当たり）の計算方法

$$\text{均等割額} + \text{所得割額} = \text{保険料}\text{ 上限55万円（年額）}$$

※課税所得…前年の所得（年金や個人事業などの収入から、その収入を得るために必要とした経費〔年金の場合は年金所得控除〕を差し引いた額）から、基礎控除33万円を差し引いた額。

## 保険料の軽減

### ①均等割額の軽減

世帯主とその世帯の被保険者の所得の合計が一定以下の場合は、保険料の均等割額が下表の基準により軽減されます。

軽減割合	世帯（世帯主と被保険者）の総所得金額など
9割	33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない場合）
8.5割	33万円を超えない世帯 被保険者全員が年金収入80万円以下でも、その他各種所得があり33万円を超えない世帯
5割	33万円+24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）を超えない世帯
2割	33万円+35万円×被保険者数を超えない世帯

### ②所得割額の軽減

所得割額算定にかかる基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人にについて、所得割額を一律5割軽減します。



### ③社会保険の被扶養者軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に社会保険などの被扶養者になっている人は、資格取得日の属する月から2年間は、保険料の所得割額の負担ではなく、均等割額の5割のみの負担になります。ただし、特別措置として当分の間は保険料の均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。

### ※所得の申告を忘れずに！！

保険料を正しく算定するために、本人または同じ世帯の人で、収入がない場合や障害年金・遺族年金受給者の場合であっても、申告が必要です。

申告がないと、保険料が軽減されないほか、食事代の減免や高額療養費の限度額で本来の自己負担区分の適用ができないなど、不利益が生じる場合があります。